佐賀県規則第13号

佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則の一部を改正する規則 佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則(平成17年佐賀県規則第12号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
	1

(貸与の申請)

いう。) は、修学資金等貸与申請書(様式第1号) に推薦調書そ の他知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければなら ない。

(連帯保証人)

第3条 略

- 2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む成年者でなければなら ない。
- 3 略

(大学院生修学資金の対象者等)

- 第6条 条例第4条第2号の規則で定めるものは、小児科学、産科 学、救急科学又は麻酔科学に関する領域を主として研究する者と する。
- 2 条例第4条第3号の規則で定めるものは、小児科、産科、救急 科又は麻酔科に関する研修とする。

(借用証書)

おいて「貸与決定者」という。)は、第4条第2項の規定による通

(貸与の申請)

第2条 修学資金等の貸与を受けようとする者(以下「申請者」と│第2条 修学資金等の貸与を受けようとする者(以下「申請者」と いう。)は、修学資金等貸与申請書(様式第1号)に推薦調書その 他知事が必要と認める書類(知事が別に定める申請者について は、推薦調書を除く。)を添えて知事に提出しなければならない。

(連帯保証人)

第3条 略

- 2 前項の連帯保証人は、成年者でなければならない。
- 3 略

(大学院生修学資金の対象者等)

- 第6条 条例第4条第2号の規則で定めるものは、総合診療学、内 科学、小児科学、外科学、産科学、脳神経外科学、麻酔科学又は 救急医学に関する領域を主として研究する者とする。
- 2 条例第4条第3号の規則で定めるものは、一般社団法人日本専 門医機構が承認した専門研修プログラム整備基準に基づく研修で あって、医師法施行規則(昭和23年厚生省令第47号)第19条の2 第1号から第3号まで、第6号、第8号、第12号、第14号及び第 17号に掲げる団体が実施するものとする。

(借用証書)

第7条 第4条第2項の規定による貸与の決定を受けた者(次項に | 第7条 第4条第2項の規定による貸与の決定を受けた者(次項及 び第3項において「貸与決定者」という。)は、同条第2項の規定

→ <i>t</i>	_	_	11.	
収	1	⊢	田田	

知を受けたときは、<u>直ちに</u>当該<u>年度</u>の修学資金等借用証書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 貸与決定者は、第4条第2項の規定による貸与の決定を受けた 年度の翌年度から条例第5条第3項に定める貸与期間が終了する 年度までの間、毎年度、知事の定める日までに<u>修学資金等借用証</u> 書を知事に提出しなければならない。この場合において、大学生 及び大学院生にあっては所属する学年を記載した在学証明書を、 臨床研修医及び専門研修医にあっては臨床研修又は専門研修を受 けていることを証する書面を添付するものとする。

(返還猶予の対象となる医療機関等)

第9条 条例第9条第2項第1号及び第2号の規則で定める医療機 関等は、<u>県内の病院(次に掲げる病院に限る。)の小児科、産科、</u> <u>救急科若しくは麻酔科又は県内の病院(次に掲げる病院を除く。)</u> 若しくは診療所の産科とする。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)第7条の2第1項各号に掲 げる者が開設する病院
- (2) 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人が開設する病院
- (3) 独立行政法人国立病院機構が開設する病院

改正後

による通知を受けたときは、<u>知事の定める日までに</u>当該<u>貸与期間</u>の修学資金等借用証書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

- 2 貸与決定者が前項に規定する期限までに修学資金等借用証書を 提出しない場合は、正当な理由がある場合を除き、第2条の規定 による申請が取り下げられたものとみなす。
- 3 貸与決定者は、第4条第2項の規定による貸与の決定を受けた 年度の翌年度から条例第5条第3項に定める貸与期間が終了する 年度までの間、毎年度、知事の定める日までに、大学生及び大学 院生にあっては所属する学年を記載した在学証明書を、臨床研修 医及び専門研修医にあっては臨床研修又は専門研修を受けている ことを証する書面を知事に提出しなければならない。

(返還猶予の対象となる医療機関等における業務)

第9条 条例第9条第2項第1号及び第2号の規則で定める医療機関等における業務は、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の25第1項第5号の規定により県が策定するキャリア形成プログラム(以下この条、第10条の2及び第10条の3において「キャリア形成プログラム」という。)の適用に同意した者(第10条の2において「キャリア形成プログラム同意医師」という。)が従事する当該キャリア形成プログラムに定められた医療機関等における業務とする。

改正前

(返還免除の申請)

(4) 前3号に準ずるものとして知事が認める病院

(返還免除の申請)

第10条 条例第10条の規定による修学資金等の返還免除を受けよう とする者は、返還免除申請書(様式第4号)に、同条第1項各号 のいずれか又は同条第2項(同条第3項の規定により読み替えて 適用する場合を含む。第12条第1項第8号及び第13条第3項にお いて同じ。) の規定に該当することを証明する書類を添えて知事に 提出しなければならない。

2 略

(返還免除の対象となる医療機関等)

- 第10条の2 条例第10条第1項各号の規則で定める医療機関等は、 県内の病院(次に掲げる病院に限る。)の小児科、産科、救急科又 は麻酔科とする。
 - (1) 医療法第7条の2第1項各号に掲げる者が開設する病院
 - (2) 独立行政法人国立病院機構が開設する病院
 - (3) 前2号に準ずるものとして知事が認める病院
- **第10条の3** 条例第10条第2項の規則で定める医療機関等は、国立 | **第10条の3** 条例第10条第2項の規則で定める医療機関等における 大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人が開設する県内 の病院の小児科、救急科若しくは麻酔科又は県内の病院(前条各 号に掲げる県内の病院を除く。) 若しくは診療所の産科とする。

(研修実施病院等)

第11条 条例第9条第3項の規則で定める病院又は診療所は、次の 各号に掲げる者が開設する病院とする。

第10条 条例第10条の規定による修学資金等の返還免除を受けよう とする者は、返還免除申請書(様式第4号)に、同条第1項各号 のいずれか又は同条第2項(同条第3項の規定により読み替えて 適用する場合を含む。第13条第3項において同じ。)の規定に該当 することを証明する書類を添えて知事に提出しなければならな V)

改正後

(返還免除の対象となる医療機関等における業務)

- 第10条の2 条例第10条第1項各号の規則で定める医療機関等にお ける業務は、キャリア形成プログラム同意医師が従事する当該キ ャリア形成プログラムに定められた医療機関等における業務とする。
- 業務は、国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人が 開設する県内の病院の総合診療科、内科、小児科、外科、産科、 脳神経外科、麻酔科若しくは救急科又は県内の病院若しくは診療 所(キャリア形成プログラムに定められた医療機関等を除く。)の 産科における業務とする。

(研修実施病院等)

第11条 条例第9条第3項の規則で定める病院又は診療所は、第6 条第2項に規定する団体が実施する専門研修プログラムに定めら れた病院又は診療所(キャリア形成プログラムに定められた医療

改正前 改正後 機関等を除く。)とする。 (1) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人 (2) 独立行政法人国立病院機構 (3) 前2号に準ずるものとして知事が認める者 (届出) (届出) 第12条 修学資金等の貸与を受けている者又は修学資金等の貸与を 第12条 修学資金等の貸与を受けている者又は修学資金等の貸与を 受けていた者で修学資金等の返還が完了していないもの若しくは 受けていた者で修学資金等の返還が完了していないもの若しくは 返還免除を受けていないもの(以下「借受者」という。)が次の各 返還免除を受けていないもの(以下「借受者」という。)が次の各 号のいずれかに該当するときは、直ちに、それぞれ当該各号に定 号のいずれかに該当するときは、直ちに、それぞれ当該各号に定 める届書により届け出なければならない。 める届書により届け出なければならない。 (1) 本人又は連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき 氏 (1) 本人若しくは連帯保証人の氏名若しくは住所又は本人の勤務 名(住所)変更届(様式第5号) 先に変更があったとき 氏名・住所・勤務先変更届(様式第5号) (2) 大学又は大学院を休学し、復学し、又は停学の処分を受けた (2) 次に掲げる事情が生じたとき 状況変更届 (様式第6号) とき 休学(復学又は停学)届(様式第6号) ア 大学又は大学院を休学し、復学し、停学し、又は退学した とき。 イ 大学を卒業し、又は大学院を修了したとき。

- (3) 大学を卒業し、大学院を修了し、又は退学したとき 卒業 (修了又は退学)届(様式第7号)
- (4) 臨床研修又は専門研修を中止し、休止し、再開し、又は変更 したとき 研修中止等届(様式第8号)
- (5) 修学資金等の貸与を辞退するとき 修学資金等貸与辞退届

門研修に堪えない程度の心身の故障を生じたとき。

エ 大学若しくは大学院における修学又は臨床研修若しくは専

オ 修学資金等の貸与を辞退するとき。

ウ 医師の免許を取得したとき。

(3) 臨床研修又は専門研修を中止し、休止し、再開し、又は変更 したとき 研修中止等届(様式第7号)

改正前	改正後
(6) 大学若しくは大学院における修学又は臨床研修若しくは専門	
研修に堪えない程度の心身の故障を生じたとき 故障届 (様式	
<u>第10号)</u>	
(7) 医師の免許を取得したとき 免許取得届(様式第11号)	

- (8) 条例第9条第2項第1号若しくは第2号又は第10条第1項各 号若しくは第2項に規定する業務(以下単に「業務」という。) に従事したとき、又は業務の従事先を変更し、若しくは業務を 離れたとき 業務従事等届 (様式第12号)
- (9) 連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人に破産その他連帯保 証人として適当でない事由が生じ、連帯保証人を変更したと き 連帯保証人変更届 (様式第13号)
- 2 借受者は、条例第9条第3項の県内の公的医療機関等で専門研 修その他の研修(以下「専門研修等」という。)を受ける場合は、 専門研修等計画書(様式第14号)に当該公的医療機関等の開設者 又は管理者の承諾書を添えて、当該研修を行おうとする日の3月 前までに知事に提出しなければならない。
- 3 略

(業務従事期間の計算等)

第13条 略

2 業務に従事した期間を計算する場合においては、月数によるも のとし、業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなっ た日の属する月までを算入するものとする。ただし、業務に従事 しなくなった月において、再び業務に従事したときは、その月を 1月として算入するものとする。

(4) 連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人に破産その他連帯保証 人として適当でない事由が生じ、連帯保証人を変更したとき 連帯保証人変更届(様式第8号)

(業務従事期間の計算等)

第13条 略

2 条例第9条第2項第1号若しくは第2号又は条例第10条第1項 各号若しくは第2項に規定する業務(以下単に「業務」という。) に従事した期間を計算する場合においては、月数によるものと し、業務に従事した日の属する月から業務に従事しなくなった日 の属する月までを算入するものとする。ただし、業務に従事しな くなった月において、再び業務に従事したときは、その月を1月 として算入するものとする。

		Ē	收正前							改正後			
3 略						3	略						
3 略						4 てるお期で1かをれ 5	、理いの別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の別の見いの見いの手を切ります。	産、育児 により短 初めに、り お お は た り に り に り に り に り に り に り に り に り に り	の属する月 2 該短時間勤務 所定労働時間 ける1週間当 数(当該月数 月数)により 、1週間当7	↑護その他、 ↑ 勤務形態 () ↑ う。)をしい。 から。当該期間 第等をした者でいる。 当たりの所が 対に1月未済 計算するも こりの所定。	これに準ずることの動務とはいり動務では係る当までは、このとする。	ると以ととのというには、 というと の 期間 かいい と 属間 でいる しょい にんしょ いいしょ いいしょ いいしゅん いいしゅう はいいしゅう はいいい はいしゅう はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はいいい はい	が項当は、るおを得は、なり、これをは、なり、これをは、なり、これをは、なり、これをは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これのは、これの
							-		<u>する。この場</u> りの所定労働		<u>て、前頃中</u> あるのは「à		
									の平均所定労	· · · · · · · ·	<u> </u>		
<u>4</u> 略	;					6	略						
様式第	51号その1	(第2条関係))			様式	式第 1	号その 1	(第2条関係	₹)			
略	, T						略						
		申請者(本	人)氏名		<u>(FI)</u>				申請者(本	(人) 氏名			
略	÷						略						
	略略				<u>大学</u>			略略		大学名等	<u>大学</u> 所属する学	<u>学部</u> 年	<u>学科</u>
本人	略		大学名等	所属する学年	<u>学科</u>		本 人	略		<u>貸与期間</u> <u>※</u>	21777 3 1	<u>年</u> 月	<u>日から</u> <u>日まで</u>
	現住所及び 電話番号	〒 - 電話 ()					見住所及び 意話番号	〒 - 電話番号	()			

		Ę					改正後							
	帰省先住所 〒 - 及び電話番号 <u>電話</u> ()							帰省先住所 及び電話番号		()				
74.	氏名	<u> </u>	<u>年齢</u>	満	歳	略		24.	<u>ふりがな</u> 氏名		生年月日	年 月 日	略	
連帯	現住所及び 電話番号	〒 - <u>電話</u> ()			略		連帯保	現住所及び 電話番号	〒 一 電話番号	()		略	
保証人	氏名	<u> </u>	年齢	<u>満</u>	歳	略		証人	<u>ふりがな</u> 氏名		生年月日	年 月 日	略	
	現住所及び 電話番号	〒 - <u>電話</u> ()			略			現住所及び 電話番号		()		略	
注	れかによ	の氏名の欄にり記載するこ。₹証人の印は、	と。					注	※印欄は、言	<u>記入しないこ</u>	<u> </u>			
添付	<u>。。</u> 十書類							添付 <u>1</u>	証、健康保証の書面。たる	険証等) の写	すしその他本 5法により本	明書(学生証、 :人確認を行う :人確認を行う	ことのでき	
2	1 略2 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書3 略								2 略 3 在学する大学の学長又は学部長の推薦調書 <u>(佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則第2条の知事が別に定める申請者を除く。)</u> 4 略					
様式第		(第2条関係))				様		1号その2	(第2条関係)			

		Ę									改正後			
		申請者(本)	人)氏名			(即			申請者(本	(人) 氏名			
								<u> </u>	各 					
	略					_	大学		略		大学院名	<u>大学</u>		学科
	略		大学院名			_	<u> </u>		略		等	所属する学年		
	略		等	所属する	学年	-	, , , ,		略		貸与期間	<u>年</u>		<u> ヨから</u>
本								本		T	<u> </u>	<u>年</u>	<u>月</u>	まで
人	現住所及び	〒 -						人	現住所及び		,			
	電話番号	電話()))						電話番号	電話番号	()			
	略								略	T —				
	帰省先住所及び電話番号	〒 - 電話 ()	\						帰省先住所及び電話番号		()			
	及U电动留与)			略			ふりがな	<u>电前留万</u>			略	
	氏名	<u>ED</u>	<u>年齢</u>	<u>満</u>	歳	ΨД			氏名		生年月日	<u>年</u> 月日	μЦ	
連	現住所及び	〒 −				略		連	担住所及が	 			略	
帯	電話番号	- <u>電話</u> ())		一円		帯	雷託釆早	- 電話番号	()		μЦ		
保			•			略		保	こ りがた	· C F F F F F F F F F F F F F F F F F F			略	
証	氏名	<u> </u>	年齢	<u>満</u>	歳	·		証人	丘 夕		生年月日	年 月 日		
	現住所及び	〒 —				略			現住所及び	〒 –	_		略	
	電話番号	<u>電話</u> ())			·			電話番号	電話番号	()			
注	1 申請者	の氏名の欄に	ついては	、記名押師	印又は	は自署のい	す	注	※印欄は、	記入しないこ	と。			
	れかによ	り記載するこ	と。_											
	2 連帯係	以証人の印は、	印鑑登録	录をしたも	っのを	押印する	<u>5 </u>							
	<u>と。</u>													
添付	·書類							添	寸書類					
								_	1 申請者及	及び連帯保証	人の身分証	E明書(学生証	、運転	免許
									証、健康保	:険証等)の2	よしその他 オ	本人確認を行う	ことの	つでき

		Ę	女正前					改正後						
_1	_~ <u>4</u> 略						る書面。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りでない。 2~5 略							
様式領	第1号その3	(第2条関係)					様	式第	1号その3	(第2条関係	系)			
H	Š					_		略						
	<u>.</u>	申請者(本)	人)氏名			<u> </u>	<u>)</u>			申請者(え	本人)氏名			
H H			m fr				_	略			m/r			
	略略		略						略		- 略			
	略								略 略		貸与期間		年 「	月 日から
本	μП							本	平 宜		<u>員子规间</u> ※			<u>日から</u> 日 日まで
	人							人	現住所及び	〒 –		<u> </u>		<u> </u>
	電話番号	<u>電話</u> ()							電話番号	電話番号	()			
	略	T		T		Τ .			略	T		T		
	氏名	<u> </u>	<u>年齢</u>	満	歳	略			<u>ふりがな</u>		生年月日	<u>年</u> 月	日	略
連	田分言にアッド					m&		連	氏名	〒 −			_	m&z
帯	現住所及び 電話番号	T	ı			略		帯	現住所及び 電話番号	T	()			略
保						略		保	<u>ふりがな</u>					略
証人	氏名	<u>(f)</u>	年齢	<u>満</u>	歳			証人	氏名		生年月日	<u> 年</u> 月	<u>日</u>	
	へ								現住所及び	〒 -	1	l		略
	電話番号 電話 ()								電話番号	電話番号	()			
注	注 1 申請者の氏名の欄については、記名押印又は自署のいっ								※印欄は、	記入しないこ	<u> こと。</u>			
		り記載するこ		J 1 J	1 0 2	tmrn L v								
	<u>2 連帯仍</u> と。	R証人の印は、	印鑑登録	<u> とした</u>	ものを	押削する	_							
	<u> </u>						I							

改正前	改正後
添付書類	添付書類 1 申請者及び連帯保証人の身分証明書(学生証、運転免許証、健康保険証等)の写しその他本人確認を行うことのできる書面。ただし、他の方法により本人確認を行うことができる場合は、この限りでない。
<u>1~4</u> 略	<u>2~5</u> 略

様式第2号を次のように改める。

様式第2号(第7条関係)

収入即紙

佐賀県医師修学資金等借用証書

年 月 日

佐賀県知事 様

申請者(本人) 住所 氏名

私は、佐賀県医師修学資金等貸与条例(以下「条例」という。)による修学資金等を次の とおり借用いたします。

また、条例及び佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則(以下「規則」という。)の規定、 裏面の特約条項を遵守します。

借用金額(総額)	金			円	
借用期間	年	月から	年	月まで	

借用年 (予定)	借用金額 (予定)							
年	金	円						
年	金	円						
年	金	円						
年	金	円						
年	金	円						
年	金	円						

 連帯保証人 住所

 氏名
 (P)

 連帯保証人 住所

 氏名

 印

- 注 1 申請者の氏名は、本人が自署すること。
 - 2 連帯保証人の印は、印鑑登録をしたものを押印すること。

添付書類

- 1 連帯保証人の印鑑登録証明書
- 2 臨床研修医及び専門研修医にあっては、臨床研修又は専門研修を受けていること を証する書面

(裏面)

特約条項

申請者(以下「甲」といいます。)は、修学資金等の貸与に関し、条例及び規則の規定並びに次の条項を遵守することを確約します。

(連帯保証人)

- 第1条 連帯保証人は、この契約から生ずる一切の債務につき甲と連帯し、甲と連帯保証 人の間の契約のいかんにかかわらず、履行の責めを負うものとします。
- 2 甲は、佐賀県知事(以下「乙」といいます。)が連帯保証人の追加を必要と認めて請求した場合は、直ちにこれに応ずるものとします。
- 3 甲又は連帯保証人は、乙が他の連帯保証人につき免除又は変更を行っても異議を申し立てないものとします。
- 4 連帯保証人は、借入金の返還の期日及び方法につき、甲乙間においていかに取り計ら われても異議を申し立てないものとします。

(借用年の変更)

- 第2条 乙が条例第6条の規定により貸与を停止するときは、乙は甲に通知するものとします。
- 2 前項の場合において、甲は、貸与を停止した期間に応じてこの借用証書にて定めた借用年を繰り下げることに同意します。

(協議)

第3条 条例、規則及びこの借用証書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとします。

(合意管轄)

第4条 この契約に関する訴訟については、佐賀市を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正	前					改	正後			
様式第3号(第8条関係)					様式第3号	(第8条関係)				
略					略					
	〒	(電話)			₹	(電話番号)
略					略					
	氏名			<u>ED</u>			氏名			
							生年月日	<u>年</u>	<u>月</u>	且
	貸与を受	けた者との	続柄							
略					略					
貸与を受けた者の住所										
貸与を受けた者の氏名										
<u>貸与を受けた</u> 修学資金等の <u>総額</u>	略				猶予を受	とけたい修学資金等の餐	图 略			
返還債務の額	<u>金</u>			<u>円</u>						
医籍登録番号及び登録年月日	<u>第</u>	<u>号</u> 年 <u>月</u>	日登録	L K						
在学する大学若しくは大学院の	_			_	在学する	る大学若しくは大学院の	り			
名称又は在職する病院若しくは					名称又は	は在職する病院若しくん	は			
診療所の名称					診療所の	2名称				
								与を廃止さ		
							· ·	き大学に在		
								(佐賀県医		
								与条例 (以		
								う。)第9条	:第1月	頁第 1
							<u>号)</u>			
								床研修を受		
							(条	例第9条第	<u> 月1項</u>	<u>.第2</u>

改正	前	改正後
猶予を受けようとする理由		一 キャリア形成プログラム に定められた医療機関等に おいて業務に従事するため (条例第9条第2項第1号 又は第2号) □ 炎害又は疾病のため(条例第9条第2項第3号) □ その他やむを得ない理由 のため(条例第9条第2項第3号) □ 作の他やむを得ない理由 のため(条例第9条第2項第3号) (詳細:
略		略
注 氏名を自署する場合においてる。添付書類 略様式第4号(第10条関係)	は、押印を省略することができ	添付書類 略 様式第4号 (第10条関係)
略略	〒 (<u>電話</u>)	略 〒 (<u>電話番号</u>) 略
	氏名	氏名 <u>生年月日</u> <u>年</u> <u>月</u> <u>日</u>

改正前	改正後					
貸与を受けた者との続柄	貸与を受けた者との続柄					
略	略					
貸与を受けた者の住所						
貸与を受けた者の氏名						
貸与を受けた修学資金等の総額 略	貸与を受けた修学資金等の総額 略					
略	略					
業務に従事した医療機関等又は略	業務に従事した医療機関等又は略					
専門研修等を受けた県内の公的	専門研修等を受けた県内の公的					
医療機関等の名称及びその期間	医療機関等の名称及びその期間					
医籍登録番号及び登録年月日 第 号 生 月 日登録	<u>(休職の有無及びその期間を含</u> <u>む。)</u>					
休職の有無及びその期間						
死亡又は退職の理由及びその年	死亡した貸与を受けた者の氏名					
<u>月日</u> 年 月 日 <u>(死亡・退職)</u>	及び生年月日 年 月 日					
注 1 氏名を自署する場合においては、押印を省略することが	注					
<u>できる。</u>						
	略					
添付書類	添付書類					
1 • 2 略	1・2 略					
3 死亡又は退職の理由及びその年月日を証明する書面	3 死亡の理由及びその年月日を証明する書面					

様式第5号を次のように改める。

様式第5号(第12条関係)

氏名・住所・勤務先変更届

年 月 日

佐賀県知事 様

本人氏名 生年月日 年 月 日

次のとおり 氏名 ・ 住所 ・ 勤務先 を変更しました。

	氏 名	新								
	氏 名	旧								
本	n	新	Ŧ				電話番	等号		
人	住 所	旧	Ŧ				電話番	寄号		
	list → (, t)	新	₹				電話番	号		
	勤務先	旧	₹				電話番	号		
	rr b	新								
連帯	氏 名	旧								
連帯保証人	4 ==	新	Ŧ				電話番	等号		
	住 所	旧	Ŧ				電話番	号		
	氏 名	新								
連帯	氏 名	旧								
連帯保証人	A ==	新	₸				電話番	寄号		
	住 所	旧	₹				電話番	号		
変	更 理	由								
変	更年	<u> </u>	月	日						

添付書類 勤務先を変更した場合は、変更前の勤務先で勤務していたことを証明する書 面及び変更後の勤務先に在職していることを証明する書面 様式第6号を次のように改める。

様式第6号(第12条関係)

状況変更届

年 月 日

佐賀県知事 様

本人氏名 生年月日 年 月 日

次のとおり届け出ます。

1 届出事由

(注) 該当する事由欄に○を記入し、事由発生日を記入してください。

Ā	届出事由			事由発	8生日		
	休学	年	月	日			
	復学	年	月	日			
	停学	年	月	日から	年	月	日まで
	退学	年	月	日			
	卒業又は修了	年	月	日			
	医師免許取得	年	月	日			
	心身の故障	年	月頃				
	辞退	年	月	日			

2	状況の変更理由	(休学、	停学、	退学又は辞退の場合のみ記入)

添付書類

- 1 届出事由が休学、復学、停学、退学、卒業又は修了の場合は、在籍する大学又は大学院が証明する書面
- 2 届出事由が医師免許取得の場合は、医師免許証の写し
- 3 届出事由が心身の故障の場合は、心身の故障の内容を証明する医師の診断書

様式第7号を削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

	改正前				改正後		
様式第8号(第12条関係)				様式第7号(第12条関係)	_		
略				略			
	₹	(<u>電話</u>)		₹	(電話番号)
略				略			
	氏名		<u>ED</u>		氏名		
略				略			
略				略			
注 氏名を自署する場合	においては、排	即を省略す	ることができ				
<u>る。</u>							
添付書類 略				添付書類 略			

様式第9号から様式第12号までを削る。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

	改正後										
		改正前			以正夜						
様式第13号	(第12条関係	系 <u>)</u>			様式第8号	(第12条関係	<u>系)</u>				
略					略						
		借受人の氏名		<u>(FI)</u>	借受人の氏名						
	新連帯保証人の氏名										
略					略						
	住所	〒 <u>電話</u>				住所	〒	電話番号			
新連帯	氏名				新連帯	氏名					<u> </u>
	<u>年齢</u>	<u>満</u> <u>歳</u>	略			生年月日	<u>年</u>	<u>月</u> 日	略		
	住所	〒 <u>電話</u>			小皿八	住所	T <u>1</u>	電話番号			
	氏名					氏名					<u>ED</u>

改正前	改正後					
<u>年齢</u> <u>満</u>	<u>生年月日</u> <u>年</u> <u>月</u> <u>日</u> 略					
略	略					
注 1 新連帯保証人の印は印鑑登録をしたものを押印 <u>し、日登録証明書を添付</u> すること。	と。					
2 借受人の氏名を自署する場合においては、押印を省略 ることができる。	<u>す</u> 2 借用人の氏名 <u>は、本人が自署すること</u> 。					
	添付書類 新連帯保証人の印鑑登録証明書					

様式第14号を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の佐賀県医師修学資金等貸与条例施行規則(次項において「改正後の規則」という。)第6条、第9条、第10条の 2、第10条の3及び第11条の規定は、この規則の施行の日以後に貸与の決定をする者及び医療法(昭和23年法律第205号)第30条の23第2 項第1号及び同法第30条の25第1項第5号の規定により県が策定するキャリア形成プログラム(以下この項及び次項において「キャリア形成プログラム」という。)の適用に同意した者に係る修学資金等について適用し、同日前に貸与の決定をした者(この規則の施行の日以後にキャリア形成プログラムの適用に同意した者を除く。)に係る修学資金等については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日以後にキャリア形成プログラムの適用に同意した者が従事したこの規則による改正前の佐賀県医師修学資金等貸与条 例施行規則第10条の2から第11条までに規定する医療機関等における業務並びに病院及び診療所は、改正後の規則第10条の2から第11条までに規定する医療機関等における業務並びに病院及び診療所とみなす。